

## その他の必要書類一覧表

健康保険の被扶養者認定における収入には、通勤手当や遺族・障害年金などの非課税収入も含まれます。

※提出時点における最新の書類を提出してください。

※複数の現況にあてはまる場合は、該当するすべての必要書類を提出してください。

※必要に応じて追加書類の提出をお願いする場合があります。

現況	必要書類	発行場所
学生の場合	在学証明書または学生証のコピー	学校
過去1年以内に働いていない場合(学生を除く)	(非)課税証明書	市区町村役場
過去1年以内に退職された場合		
①失業給付を受給しない場合	「雇用保険に係る誓約書」及び「離職票1・2のコピー」	退職した会社
②雇用保険の受給期間を延長する場合	「雇用保険に係る誓約書」及び「雇用保険受給期間延長通知書のコピー」	ハローワーク
③失業給付を受給する場合	「雇用保険に係る誓約書」及び「雇用保険受給資格者証の表裏両面のコピー」	ハローワーク
④失業給付の受給が終了した場合	雇用保険受給資格者証(支給終了表示のあるもの)のコピー	ハローワーク
⑤雇用保険に未加入だった場合	・退職証明書及び雇用保険未加入だったことが分かる書類(給与明細のコピー等) ・公務員の場合は退職辞令のコピー	退職した会社
パート・アルバイト収入のある場合	直近3カ月の給与明細のコピー	勤務先
雇用形態が変更となった場合	雇用契約書のコピー(今後の収入が算出できるものに限る)	勤務先
年金受給者の場合(遺族・障害年金を含む)	年金改定通知書又は年金振込通知書のコピー	日本年金機構等
自営業等個人事業収入のある場合	確定申告書(控)のコピー(収支内訳書を含む)	
自営業等個人事業をやめた場合	廃業届(控)のコピー	税務署等
その他	健康保険組合へお問い合わせください	